

## 栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年11月]

正

準

## I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(1.0 + 2.0) / 2 = 1.5$ 

1.5

## i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量	0%	1
2	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額	0%	1
3	小水力発電事業の推進	33%	1

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 0 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 3) / 3 = 1.0$ 

1.0

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標2は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

## ■ 地方公共団体による特記事項

平成26年7月16日から、県南の一部地域を除く栃木県全域を対象として、東京電力パワーグリッド株式会社による発電設備の系統連系制約(出力50kW以上)が続いており、事業実施計画及びスケジュールに大きな影響を与えている。

## ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

2.0

## II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(3.8 + 2.7 + 3.0) / 3 = 3.2$ 

3.2

## i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

## ■ 規制の特例措置を活用した事業

(事項)

- ・特定水力発電事業

(概要)

・先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業の実施に向けて、小水力発電導入促進モデル事業による小水力発電施設を平成25年2月に設置し実証試験を開始したが、発電用水利使用許可申請に当たり、特定水力発電事業を活用した。

(規制所管府省(国土交通省)の評価)

- ・特例措置の効果が認められる

## ■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業

(事項)

- ・水利権協議の簡素化(包括的な水利権取得)

(概要)

・先駆的ビジネスモデルによる小水力発電事業の実施に向けて、小水力発電導入促進モデル事業による2基の小水力発電施設を同一水路に平成25年2月に設置して実証試験を開始したが、1本の発電用水利使用許可申請で認められたため、許可申請書の作成が速やかに行えた。

専門家による評価の平均値

3.8

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

2.7

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.0

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

2.0

・事業の進捗が遅れており、平成28年度以降の進捗の見通しや取組の予定等をより具体的に詳しく示す必要がある。

・東京電力による系統接続制約が影響を与えているとのことだが、目標設定の考え方によれば、実際に系統接続の事前検討が行われているようには読み取れず、また、平成26年度に予定されていた資金調達も行われていないため、実際に事業として発電事業を行う事業者が見出せていないのではないかと考えられる。

・700箇所調査を行っているが、事業化に進むことのできない要因を明らかにすることが今後の地域電力事業展開の重要な知見になると考えられる。

・今後、ごみ対策の課題をクリアする発電形式の選定を進めるため、「第1期計画」の早期決定、関係主体との調整を経て、小水力発電事業の速やかな実施を期待したい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

2.0

## 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(1.5 + 3.2 + 2.0 \times 2) / 4 = 2.2$

2.2

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。